

発議第1号

東郷町議会委員会に関する条例の一部改正について

東郷町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年3月23日提出

提出者：

東郷町議会議員 門原武志

賛成者

東郷町議会議員 高木佳子

東郷町議会議員 比嘉浩二

東郷町議会議員 中野まさひろ

東郷町議会議員 山下茂

東郷町議会議員 熊田彰夫

東郷町議会議員 石橋直季

東郷町議会議員 國府田さとみ

東郷町議会議員 加藤達雄

東郷町議会議員 山田達郎

東郷町議会議員 加藤啓二

東郷町議会議員 近藤鑪治

東郷町議会議員 若園ひでこ

東郷町議会議員 菱川和英

説明

この案を提出するのは、常任委員会の所管を改めるため必要があるからである。

東郷町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

東郷町議会委員会に関する条例（昭和36年東郷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の表総務経済委員会の項中「企画部」を「企画政策部」に、「経済環境部及び都市建設部」を「及び都市環境部」に改め、同表文教民生委員会の項中「福祉部、こども健康部及び東郷町国民健康保険東郷診療所」を「健康福祉部及びこども未来部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発議の概要

1. 改正理由

常任委員会の所管を改めるため必要があるからである。

2. 改正内容

総務経済委員会の所管のうち「企画部」を「企画政策部」に、「経済環境部及び都市建設部」を「都市環境部」に改め、文教民生委員会の所管のうち「福祉部、こども健康部及び東郷町国民健康保険東郷診療所」を「健康福祉部及びこども未来部」に改めること。（第3条関係）

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。